〇議長(吉井健二) 次に日程第2、議案第54号を議題といたします。

本案につきましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

発言につきましては、通告に基づき議長から指名いたします。

22番 櫻井 周議員の発言を許します。

櫻井議員。

〇22番(櫻井 周)(登壇) ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして議案の質疑をさせていただきます。

市庁舎ファンコイルの改修事業の業者選定についてでございますけれども、この業者選定におきましては4社がくじ引きで選ばれるということになっております。この4つの業者でくじ引きが行われたということについて、普通の市民感覚からいくと何で業者選定がくじ引きなんだということになろうかと思います。こうした、素朴な感覚を大事にしながら質問を行わせていただきます。

このように、くじ引きが起こっている背景といたしまして私なりに推測いたしますと、まず予定価格が伊丹市におきましては公表されているということがございます。そうしますと 最低制限価格、これもわかると。

その最低制限価格がおおよそ簡単に計算できるということになりますと、それに向けてもう赤字でも何でもいいから、とりあえず仕事が欲しいという業者さんもいらっしゃるかと思いますけども、そういう会社は最低制限価格で札を入れると。それから、いやいやなかなかこの最低制限価格、それでも十分魅力的だというふうに感じる業者さんもいらっしゃるでしょう。そういう業者さんも最低制限価格で札を入れるということになりますと、この最低制限価格で業者さんが集まってくるということになって、最後はくじ引きということになるのかなというふうに思っております。

したがいまして、このようなくじ引きというのは、もしかすると今回だけではなく過去にもいろいろあるのかなと思いまして、過去にいろいろ調べてみますと、例えばこの3年ぐらいですか、小学校、中学校の耐震補強工事が行われてまいりましたけども、こうした工事におきましては大半といいますか、ほとんどがくじ引きで業者選定行われていたということでございました。

私が調べる範囲も限りがございますので、市の当局の方にちょっと教えていただきたいんですけども、伊丹市の調達におきまして、このくじ引きで業者が選定されるというのはどの程度あるのかというのをお教えください。

また、参考までにこの近隣のほかの自治体においてはどうなのか、それから県また国におきましてはどのような状況なのか、くじ引きで業者選定が行われると、結果的にくじ引きになっているというケースが多いのかどうかということをお教え願いたいと思います。

2点目は、もしこのようなくじ引きが起こっているということでありますと、これは価格面での競争原理というのが十分に働いていないという可能性もございます。そうしたことを踏まえて、入札の制度ないしは方法、やり方、ちょっと工夫して改良されるという御予定があるのか、そういった研究をされているのかということについて御教授いただければと思います。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

〇議長(吉井健二) 阪上総務部長。

〇番外(総務部長阪上昭次)(登壇) 私から、議案第54号、伊丹市庁舎ファンコイル改修工事の入札に係る御質問にお答えいたします。入札におきましては本来、最も低い額を提示したものと契約を締結することが原則でありますが、地方自治法第234条第3項及び同施行令第167条の10第2項におきまして、工事などの請負契約につきましては当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けて予定価格以下、最低制限価格以上の範囲で最低の価格を提示したものを落札者とすることができると規定されております。これは、実態上不合理な低価格で落札した受注者が履行不能や工事品質の低下などで発注者たる地方公共団体が損害をこうむることを防ぐために設けられたものであります。

現在、本市が用いております最低制限価格の算出方法は、平成19年度に電子入札を本格導入した際に、当時の国の算出方法を引用したもので、予定価格のうち直接工事費、共通仮設費のそれぞれの100%と現場管理費の20%の合計額とし、その算出額が予定価格の3分の2を下回るときは3分の2に、予定価格の85%を超えるときは85%とすることになっております。なお、予定価格は公告時に公表する事前公表、最低制限価格は開札後に公表する事後公表としております。

ただ、この算出方法によりますと本議案のような管工事を含め、建築系の工事につきましてはそのほとんどが予定価格の85%を超え、その場合自動的に85%になってしまうことから、容易に最低制限価格が推定でき、最低制限価格で多数の業者が並び、結果として地方自治法施行令第167条の9の規定に基づく、くじにより落札業者を決定するというケースが多く見られます。

本議案におきましても、先ほどの算式によって算出した額が予定価格の85%を超えたため、予定価格の85%の端数処理をした額である1億6200万円が最低制限価格となったものであり、入札に参加した8業者のうち4社がその額で応札してきたものであります。

ちなみに、本市の入札におけるくじ引きの件数と割合でありますが、平成21年度が156件中58件で31.4%、平成22年度が132件中54件で40.9%となっております。

阪神各市におきましても、最低制限価格が事前公表されているか、推定できるところでは くじ引きの割合が高くなる傾向にあります。なお、国、県におきましては再三にわたる算出 方式等の変更によりまして、くじ引きはまれにしかないようでありますが、その場合でも数 社が同額で並ぶということはほとんどないというのが実態のようであります。

次に、くじ引きが多発していることと競争性についてでありますが、入札におきまして契約の適正な履行の確保のために最低制限価格を設けている以上、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲において価格競争がなされることが前提であり、最低制限価格で落札となった本議案の入札についても、競争性は十分働いているものと考えております。

なお、入札においてくじ引きで落札業者を決定すること自体は、先ほど答弁いたしました ように地方自治法施行令にも規定されており、特段問題があるわけではありませんが、入札 前に最低制限価格を容易に推定できることは、最低制限価格を事後公表としていることを形骸化し、また業者の適正な積算見積もりの努力を阻害するおそれもあること、またさらには建設業者の過度の淘汰は災害時対応等危機管理上も問題であることなどを考慮し、このたび最低制限価格の算出方法を見直すことといたしております。

ちなみに、その見直しの算出の方法は、直接工事費と共通仮設費のそれぞれ90%、現場管理費の65%、一般管理費の30%の合計額とし、その算出額が予定価格の70%を下回るときは70%に、予定価格の87%を超えるときは87%とするものであります。

この算出方法によりますと、算出額はほとんど70%から87%の制限範囲内におさまるものと考えられますので、これまでのように建築系の工事の入札において容易に最低制限価格を推定することはできなくなるものと思われることから、多くの業者によるくじ引きというケースは減るものと考えております。

この見直しの内容につきましては、既にホームページ等で周知しておりまして、来月7月 1日以降に公告する工事から適用することといたしております。

参考までに、現在の国の算出方法につきまして、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、 現場管理費の80%、一般管理費の30%の合計額とし、その算出額が予定価格の70%を 下回るときは70%に、予定価格の90%を超えるときは90%とすることとされておりま す。

将来的には、本市におきましても国の算出方法を目指してまいりますが、現行の国の算出 方法は今回、本市が見直そうとしております算出方法と比べてもかなり高い水準であり、財 政上の影響を考慮し、一定期間状況を見つつ対応を検討してまいりたいと考えております。

公共調達に係る入札のあり方につきましては、これが正解という確たる答えのないものでありますが、今後も引き続き調査研究をしていく中で、より適切な入札制度にしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(吉井健二) 櫻井議員。

〇22番(櫻井 周)(登壇) 御答弁ありがとうございました。2回目は、意見と要望というふうにさせていただきます。まず、入札改革することで新しい入札制度、7月から実施ということで、改良されてきていると、努力されていることで、そのことについては大変敬意を表したいと思います。引き続き改良を重ねていっていただきたいというふうに思います。

ただ、この改良をするに当たっていろいろ私なりにちょっと意見を述べさせていただきます。まず、きょうのお話の中で過度な価格競争が起こると品質が低下すると、そういった御心配をされていらっしゃいましたけれども、この品質管理ということは本来的には工事の施工管理であるとか、それから検査であるとか、そういったところで担保するべきものだというふうに考えております。

したがって、この面でしっかりと担保することによって安くてよいものを調達すると。もし、その検査というものがしっかりできていなければ、高かった、しかも悪かったということ、最悪な結果になりかねませんから、こうした点も十分考慮に入れていただきたいというふうに思います。

また、業者が倒産してしまって履行不能になってしまうということで、そうすると多大な

る損害を受けるということでございますが、それは伊丹市が発注した事業が引き金となって 履行不能が起こるという場合もあるでしょうけれども、それ以外の理由で履行不能に陥ると いうこともあろうかというふうに思います。

そうしますと、本来的にはその会社の、業者の財務能力、そうしたものをしっかり見なきゃいけないと。それは、入札のときにも資格審査で見ておられるんでしょうけれども、そうした点をしっかり見ることによって担保できるのではないかというふうに思います。

また、業者が過度に淘汰されると、災害発生時に復旧工事を請け負う業者がいなくなると、 それはそれで問題だというお話でございますが、全くそのとおりだと思います。ただし、業 者の保護育成といいますのは、これは産業政策でやるべきことだというふうに思います。総 務部の契約担当課でやる仕事ではないんじゃないかというふうに思うわけです。例えば都市 活力部であるとか、そういったところでむしろしっかりやっていただきたいことではないの かなというふうに思います。

きょうは、都市活力部長の御答弁を求めることはございませんけれども、そうした点で部 長にも御配慮いただければというふうに思います。

そもそも、このようにいろんな政策目標がある場合の問題ですけれども、経済政策学の中ではティンバーゲンの定理というのがございまして、釈迦に説法かとは思いますけれども、このN個の独立な政策目標を達成するためにはN個の独立な政策手段が必要だというふうに言われております。

今回のように、この品質管理であるとかそれから業者倒産防止であるとか、ないしは業界の産業政策であるとか、そうした多々の目的がある場合には、それに対応して一つ一つ丁寧に政策手段を打っていかなきゃいけないのではないかというふうに思うわけです。つまり、政策目標とそれから政策手段、この関係をしっかりと整理して今後の入札改革検討していただきたいというふうに思うわけです。

ただ、部長もおっしゃられておりましたとおり、その入札の制度に正解というのはないかと思います。よいものを安くと、税金を1円たりとも無駄遣いしないと、1円でも安くというのは、原理原則ではあろうかと思いますが、しかし価格競争ということでしっかりやろうとすると、今度は検査にもそれだけしっかり手間をかけなきゃいけないと、品質管理もしっかりやらなきゃいけないということになって、品質管理に手間をかけた結果、全体としての行政コストは高くなってしまったということであっては、これは話があべこべだと思います。

そうした観点からも、なかなか難しい問題であることは承知しておりますが、日々精進といいますか、日々努力お願いいたしたいというふうに思うわけです。

ただ、この調達の問題というのは伊丹の問題だけでもありませんし、日本だけの問題でもこれ、ございません。世界じゅうで日々調達、公共工事の調達というのは行われておるわけです。例えば、WTOのマラケシュ協定によりまして、政府調達におきましては最低制限価格制度というのは禁止されているということでございます。

伊丹市の公共事業がこの協定が適用されるということはないと思いますけれども、伊丹市においてもこのような諸外国の事例をしっかりと研究していただいてというふうになると、これはまた大変な作業になってしまいますので、国や県がきっと研究をしているはずですの

2011年6月定例会·本会議(議案第54号質疑)

で、そうした研究成果を活用していただいて改良を重ねていただきたいなというふうに御要望申し上げて、私の2回目の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。 〇議長(吉井健二) 通告による質疑は終わりました。それでは、質疑を終結いたします。